

有 料
職業紹介事業許可申請書
職業紹介事業許可有効期間更新申請書

① R7年5月23日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)
②申請者 氏 名 有限会社ニシ・ケン
だいひょうとりしまりやく にしおか けんご
代表取締役 西岡 賢悟

1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
~~2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。~~
~~3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。~~
~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により~~
~~下記のとおり更新申請をします。~~

記

③許 可 番 号	34-1-300689 ()	
(ふりがな) ④氏名又は名称	ゆうげんかいしゃにし・けん 有限会社ニシ・ケン	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 7 3 9 - 0 6 1 1 電話 0827 (54) 1515 ひろしまけんおおたけしんまち 広島県大竹市新町一丁目10番9号	
(ふりがな) ⑥代表者氏名等	氏 名 にしおか けんご 西岡 賢悟	住 所 ひろしまけんおおたけしゅうみ 広島県大竹市油見一丁目5番14号
(ふりがな) ⑦役 員 氏 名 等 (法人のみ)	氏 名 にしおか ゆかり 西岡 ゆかり ふじもと のりひさ 藤本 典久 にかもと のぶあき 二家本 伸明	住 所 ひろしまけんおおたけしゅうみ 広島県大竹市油見一丁目5番14号 ひろしまけんはつかいちしおおのちゅうおう 広島県廿日市市大野中央二丁目 12番16-6号 やまぐちけんいわくにしみかさまち 山口県岩国市三笠町三丁目6番 6-2号

収入印紙

[消印しては
ならない]

第18条第7項
第18条第8項
第22条第5項
第23条第6項
職業安定法施行規則に基づき添付書類を省略



兼業 ⑧ の種類・内容	1. プラント配管工事 2. 製缶工事 3. ダクト工事 4. 各種溶接工事 5. とび・土工・コンクリート工事、解体工事 6. 土木工事、解体工事 7. 内装仕上工事 8. 屋根工事 9. 左官工事 10. 塗装工事
-------------------	---

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名称	所在地	
有限会社ニシ・ケン	広島県大竹市新町一丁目 10 番 9 号	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	取締役 西岡 ゆかり (0827) 54 - 1515
西岡 ゆかり	広島県大竹市油見一丁目 5 番 14 号	

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	() -

⑫取次機関

イ 名称 (ふりがな)	
ロ 住所 (ふりがな)	
ハ 事業内容	

申請者(法人にあっては役員を含む。)(申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第 32 条各号(第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

有 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書
~~無 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書~~

1 許可・届出番号

34-ユ-300689

2 事業所名

有限会社ニシ・ケン

3 職業紹介計画（年間）（国内）

① 区 分	② 有効求職者見込数
	2 人

職業紹介計画（年間）（国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載）

③ 区 分	④ 相手国名	⑤ 有効求職者見込数 (人)

4 職業紹介の業務に従事する者の数

2 人

5 資産等の状況

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	そ の 他		
	計		
負 債	計		

届出制手数料届出書

届出制手数料変更届出書

① 27年5月23日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

②届出者氏名

ゆうげんかいしゃ
有限会社ニシ・ケン
だいひょうとりしまりやく にしおか けんご
代表取締役 西岡 賢悟

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許可番号	34-ユ-300689
(ふりがな) ④氏名又は名称	ゆうげんかいしゃにし・けん 有限会社ニシ・ケン
(ふりがな) ⑤所在地	〒739-0611 電話 0827 (54) 1515 ひろしまけんおおたけしんまち 広島県大竹市新町一丁目10番9号
⑥適用開始・変更予定日	7年8月1日
⑦届出・変更届出内容	別紙のとおり
⑧備考	(有)ニシ・ケンに適用する。 担当者：取締役 西岡 ゆかり TEL 0827-54-1515

様式例第3号-1 【一般登録型】

手数料表
(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 20 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 20 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 (※3) *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 20 % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 **34-ユ-300689**

事業所の名称及び所在地 有限会社ニシ・ケン 広島県大竹市新町一丁目10番9号